

建経工 第 1 号
令和 4年 4月 1日

建設業労働災害防止協会静岡県支部長
静岡県建設業協会長 様
静岡県建設産業団体連合会長

静岡県交通基盤部
建設経済局工事検査課長

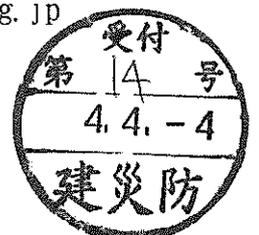
令和4年度における建設工事事故防止のための重点対策の
実施について（通知）

建設工事事故につきましたは、安全対策の周知・徹底等による発生防止に努めていた
だいているところです。

しかしながら、令和3年度は、重大事故は発生しなかったものの、労働災害及び公衆
災害（第三者事故）ともに増加しました。

これらを踏まえ、静岡県が実施する「令和4年度建設工事事故防止重点対策」を定め
ましたので、建設工事における事故を防止するため、貴協会員への指導をお願いします。

担 当 工事検査班
電 話 054-221-2623
FAX 054-221-3199
E-mail kensa@pref.shizuoka.lg.jp



静岡県が実施する「令和4年度建設工事事故防止重点対策」

交通基盤部が発注した建設工事で令和3年度に、6件の労働災害、35件の公衆災害(物損)が発生した。

本年度はこれらの災害発生を0件にすることを目標に、本県が発注する建設工事の安全対策の重点項目を下記のとおり定め、発注者と受注者が一体となって取り組むこととする。

1 労働災害の防止

・バックホウ等の重機との接触・巻き込まれ事故防止対策

大型重機に近接した位置での作業では、機械の旋回範囲をロープ等により分離するなどの立入防止対策、すべり止め等転倒防止対策と指差確認による基本動作をKY活動等で作業員に周知徹底すること。

・玉掛作業時の挟まれ等の事故防止対策

作業員の役割・手順の明確化と作業合図による安全作業の徹底、吊上げ金具や玉掛ロープの点検実施、安全靴・手袋等の補助用具の配備と適正な使用を指導すること。

・作業員の転倒・墜落防止対策

高所作業となる通路や足場での作業時には、安全帯の着用、手摺・すべり止め等の対策と指差確認による足元の安全性のチェック等の基本動作を徹底し、不安定な場所での作業・移動の安全対策を図ること。

2 公衆災害の防止

・地下埋設物損傷防止対策

設計図書照査ガイドライン等に基づく事前情報の確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、慎重な掘削作業を作業員に徹底すること。

・上空架線・看板等への接触防止対策

送電線等の施設へは、視界性の良いカバー、注意喚起表示とともに、複数作業員での危険度チェックや誘導員を配置すること。

・一般車両、通行人等への事故防止対策

規制標識や看板の適正な設置、段差の擦り付け対策による安全な誘導と、固定柵による現場の締め切りの徹底による侵入防止措置等の安全対策を行うこと。

ダンプトラックでの運搬作業では、運転手への交通安全指導の徹底と誘導員の適正配置・モニター設置等の運転中の死角を減少させる対策を行うこと。

・除草作業等の飛び石防止対策

下刈機での除草作業を行う場合は、作業前の現場点検による浮石等危険物の除去と、防護パネル・ネットでの車両通行側への飛び石を防止する等の対策を行うこと。

静岡県が実施する「令和4年度建設工事事故防止重点対策」

経済産業部が発注した建設工事で令和3年度に、5件の労働災害、1件の公衆災害（人身）及び4件の公衆災害（物損）が発生した。

本年度はこれらの災害発生を0件にすることを目標に、本県が発注する建設工事の安全対策の重点項目を下記のとおり定め、発注者と受注者が一体となって取り組むこととする。

1 労働災害の防止

・バックホウ等の重機との接触・巻き込まれ事故防止対策

大型重機に近接した位置での作業では、機械の旋回範囲をロープ等により分離するなどの立入防止対策、すべり止め等転倒防止対策と指差確認による基本動作をKY活動等で作業員に周知徹底すること。

・玉掛作業時の挟まれ等の事故防止対策

作業員の役割・手順の明確化と作業合図による安全作業の徹底、吊上げ金具や玉掛ロープの点検実施、安全靴・手袋等の補助用具の配備と適正な使用を指導すること。

・作業員の転倒・墜落防止対策

高所作業となる通路や足場での作業時には、安全帯の着用、手摺・すべり止め等の対策と指差確認による足元の安全性のチェック等の基本動作を徹底し、不安定な場所での作業・移動の安全対策を図ること。

2 公衆災害の防止

・地下埋設物損傷防止対策

設計図書照査ガイドライン等に基づく事前情報の確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、慎重な掘削作業を作業員に徹底すること。

・上空架線・看板等への接触防止対策

送電線等の施設へは、視界性の良いカバー、注意喚起表示とともに、複数作業員での危険度チェックや誘導員を配置すること。

・一般車両、通行人等への事故防止対策

規制標識や看板の適正な設置、段差の擦り付け対策による安全な誘導と、固定柵による現場の締め切りの徹底による侵入防止措置等の安全対策を行うこと。

ダンプトラックでの運搬作業では、運転手への交通安全指導の徹底と誘導員の適正配置・モニター設置等の運転中の死角を減少させる対策を行うこと。

・除草作業等の飛び石防止対策

下刈機での除草作業を行う場合は、作業前の現場点検による浮石等危険物の除去と、防護パネル・ネットでの車両通行側への飛び石を防止する等の対策を行うこと。